

イベントの開催条件等に関するQ & A

令和4年6月20日現在

Q. これまで、1,000人超又は全国的な移動を伴うイベントについては、事前相談書を提出していたが、今後は不要になるのでしょうか。

A. 事前相談の手続きは廃止になりました。基本的な開催要件で開催するイベントにおいては、事前相談書の提出は不要です。主催者等において、チェックリストを作成しHP等で公表をお願いします。

なお、参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベントについては、感染防止安全計画の提出が必要です。

Q. チェックリストの公表はどのようなイベントが対象となりますか。

A. 人数にかかわらず、原則、すべてのイベントが対象です。

なお、感染防止安全計画を県に提出するイベントについては、チェックリストの公表は不要です。

Q. どんなものがイベントにあたりますか。

A. 事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等がイベントにあたります。

Q. チェックリストの公表について、イベントのHP等がない場合、どのようにしたら良いでしょうか。

A. HPやSNS等がない場合においては、当日に会場の目立つ場所に掲示してください。

Q. 参加人数は、どのように考えるのでしょうか。

A. 主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例：プロスポーツイベントの選手と観客等）は、参加者のみを計上することとし、明確に分かれていない場合（例：展示会の主催者と来場者等）は、両者を合計した数とします。

また、入退場管理が行われ会場内の参加者数が特定できる場合は、会場に同時に滞在する最大の参加者数とし、分からない場合は、1日当たりの参加者数とします。

Q. 業種別ガイドラインとは、どのようにしたら確認できますか。

A. 内閣府のHPに掲載されていますので、参照してください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

Q. すでに事前相談を提出したイベントについては、再度、感染防止安全計画の提出が必要になりますか。

A. 事前相談の内容どおりで開催する場合は不要です。

基本的な開催要件の緩和（5,000人超かつ収容率50%超で開催）を希望する場合は、提出が必要です。

Q. 感染防止安全計画は、いつまでに提出したら良いですか。

A. 確認に時間を要することから、原則としてイベント開催日の2週間前までを目安に提出してください。

Q. 感染防止安全計画を提出した後、緊急事態措置が公示された場合、参加人数はどのようになりま
すか。

A. 現時点における人数要件は、「広島県におけるイベントの開催条件について」別紙2をご覧ください。また、感染防止安全計画を提出したイベントにおいて、緊急事態措置の制限を超える入場者に対しては、原則として、対象者全員検査の適用をお願いします。

なお、「広島県PCR等検査無料化事業の実施事業者の募集」については、県ホームページを確認してください。

Q. ワクチン接種歴や陰性結果を確認するために、主催者等が自ら会場で来場者を対象に検査を実施
する場合、何か手続きや補助はありますか？

A. 令和4年8月31日までは、「広島県PCR等検査無料化事業」の実施事業者として登録することで、
会場で実施する検査に要する費用の補助を受けることができます。

詳しくは、県ホームページを確認してください。

Q. 祭りや花火大会などは、どのような開催条件になりますか。

A. 特別な扱いはありません。「広島県におけるイベントの開催条件について」により、開催を判断して
ください。

Q. 収容定員が無い会場で、5,000人超のイベントを開催する場合、どのような手続きが必要で
しょうか。

A. 次のとおり取り扱ってください。

	十分な間隔を確保	触れ合わない間隔を確保
大声あり	チェックリストをHP等で公表	開催について慎重に判断
大声無し	チェックリストをHP等で公表	感染防止安全計画を県に提出

Q. 令和3年11月25日以降、イベントの人数要件や手続きは、どのように変わるのでしょうか。

A. 以下のとおり、例を示します。(ただし、緊急事態措置等の制限がない通常時の例です。)

例① 収容定員4,000人のホールで開催するコンサート、大声なしの場合

	これまで	11月25日以降	
		基本的な要件	感染防止安全計画提出
人数上限 (A)	5,000人又は収容定員50%の大きい方 →5,000人	同左	5,000人以下のため 対象外
収容率要件 (B)	大声なし100% →4,000人	同左	
参加人数上限 (AとBの小さい方)	4,000人	同左	
手続き	県への事前相談	主催者等において、チェックリストをHP等で公表	

例② 収容定員20,000人のホールで開催するコンサート、大声なしの場合

	これまで	11月25日以降	
		基本的な要件	感染防止安全計画提出
人数上限 (A)	5,000人又は収容定員50%の大きい方 →10,000人	同左	収容定員まで →20,000人
収容率要件 (B)	大声なし100% →20,000人	同左	大声なし100% →20,000人
参加人数上限 (AとBの小さい方)	10,000人	同左	20,000人
手続き	県への事前相談	主催者等において、チェックリストをHP等で公表	県へ感染防止安全計画を提出し、確認を受ける

例③ 収容定員20,000人のホールで開催するコンサート、大声ありの場合

	これまで	11月25日以降	
		基本的な要件	感染防止安全計画提出
人数上限 (A)	5,000人又は収容定員50%の大きい方 →10,000人	同左	「大声なし」の担保ができていないため、対象外
収容率要件 (B)	大声あり50% →10,000人	同左	
参加人数上限 (AとBの小さい方)	10,000人	同左	
手続き	県への事前相談	主催者等において、チェックリストをHP等で公表	